

## ＜各年度における容器包装廃棄物排出量の見込み(法第8条第2項第1号)の算定方法＞

### ○容器包装算定対象廃棄物量の見込み

基準年度(R3)実績量を基に、推計人口による人口変動率を乗じてごみ排出量の推計を行う。

※容器包装廃棄物の比率を、令和3年度のリサイクルプラザの搬出量から算定しているため、ごみ総排出量から、リサイクルプラザへの搬入を行わない集団回収ごみの排出量を除いたものを容器包装算定対象廃棄物量としている。

(排出量の単位:t)

一般廃棄物処理基本計画上の推計値	令和3年度 (実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
H27人口及びH29以降の推計人口(人)	162,070	160,872	159,911	158,946	157,960	156,973
ごみ総排出量推計(t)	56,947	55,769	54,924	54,128	53,328	52,559
集団回収に係る排出量(t)	982	929	866	811	760	716
<b>容器包装算定対象排出量(t)</b>	<b>55,965</b>	<b>54,840</b>	<b>54,058</b>	<b>53,317</b>	<b>52,568</b>	<b>51,843</b>

令和3年度の人口・分別基準適合物量は実績値)

### ○容器包装廃棄物排出量の見込み

容器包装廃棄物の比率は、令和3年度のリサイクルプラザ統計値から算定している。

なお、紙類の飲料用紙製容器包装とその他紙製容器、プラスチックの白色トレイとその他プラ製容器については、本市にそれぞれを分別したデータが存在しないため、市町村分別収集計画策定の手引きP.33から、本市と同程度の人口規模の3団体の各分類のH30～R2平均比率を、それぞれ紙製容器包装、プラ製容器包装の排出量に乗じることで数値を算出した。

(排出量の単位:t)

品目名		容器包装比率(%)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
金属	スチール製容器	0.357986299880396%	196	194	191	188	186
	アルミ製容器	0.447541900309107%	245	242	239	235	232
ガラス	無色のガラス製容器	0.536626850370462%	294	290	286	282	278
	茶色のガラス製容器	0.706335916991566%	387	382	377	371	366
	その他のガラス製容器	0.302042591528293%	166	163	161	159	157
紙類	飲料用紙製容器	0.051916047158235%	28	28	28	27	27
	段ボール製容器	0.947420742788798%	520	512	505	498	491
	その他の紙製容器包装	0.319975408129980%	175	173	171	168	166
プラスチック	ペットボトル	0.534149334410289%	293	289	285	281	277
	白色トレイ	0.056275624038895%	31	30	30	30	29
	その他のプラスチック製容器包装	1.776806592211750%	974	961	947	934	921
容器包装全体		<b>6.037077307817770%</b>	<b>3,309</b>	<b>3,264</b>	<b>3,220</b>	<b>3,173</b>	<b>3,130</b>

<容器包装廃棄物の処理フロー>

